

貴自治体名 半田市

6 半田市

懇談日時 10 月 22 日 (木) 午前 午後 1 時 00 分 ~ 2 時 00 分

懇談会場 会議室404

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(高齢介護課)電話(0569-84-0646)FAX(0569-25-2062)

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 () ない (○) ある → 実施年月(平成 15 年 4 月)2014年度実績(1)件(14,940)円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 (○) ない () ある → 実施年月(年 月)2014年度実績()件()円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (777〔市内 597〕)人(平成 27 年 8 現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2013年度末の残高(342,145)千円
 2014年度末の残高(439,152)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数(1)箇所 直営(0)箇所、委託(1)箇所
 職員配置人数(11)人 正職員(9)人、非正規職員(2)人
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○) 実施している → 実施年月日(平成 21 年 4 月 1 日) 2014年度実績(339)件
 () 検討中である () 実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○) 実施している → 実施年月日(平成 21 年 4 月 1 日) 2014年度実績(332)件
 () 検討中である () 実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
 () 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
 () 検討中である (○) 実施の予定がない
- ⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週7回昼
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(23,819)食÷年間配食日数(307)日 =1日当たり平均(78)食
	1食あたりの助成額	市民税非課税者250~318円 市民税課税者257円~266円
	1食あたりの利用者負担額	市民税非課税者(通常食350円、特別食500円) 市民税課税者(通常食400円、特別食450円)
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	半田市高齢者等訪問収集事業
対象者の要件	介護認定を受けている者、身体1・2級、療育A、精神1級、その他市長が認める者
1カ月平均利用者実数(2014年度)	115 人

- ⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している
上乗せの助成額	対象者及び要件を満たす者のうち、非課税世帯のみ27万円から介護保険で給付される額を差し引いた残りの額
利用者実数(2014年度)	0 件
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある

対象者と、その要件	身体障がい者の下肢、体幹、視覚1～3級、リフォームヘルパーが必要と認めた改修に限る。		
助成額	課税世帯18万円 非課税世帯27万円	利用者実数(2014年度)	2件

- ⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

・65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯への世帯訪問
・半田市緊急通報体制設備事業
(内容)対象者(65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯等)が居宅にて緊急の状態になった時に、装置のボタンを押すことにより、通報を受けたサービス事業者が、親族、協力員及び消防署等への通報を行う。)

- ⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円
	その他特記事項	障がい者に対して、路線バスを利用できる「バス特別乗車証」を交付している。
	2014年度の運行実績	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	65歳以上で次の基準を満たす方 ・市民税非課税世帯の方 ・介護老人福祉施設及び有料老人ホームに入居していない方 ・介護保険の認定を受けた方で、障がい高齢者の日常生活自立度がAランク以上の方及び認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方 ※初乗り運賃の9割相当を助成するタクシー券を交付(年24枚)。 要介護認定4・5の方は使用後に追加交付可(さらに年24枚)
	障がい者	身体1・2級、療育A、精神1級の方 ※初乗り運賃の9割相当を助成するタクシー券を交付(年24枚)。 身体1・2級の方で市民税非課税世帯の方は、使用後に追加交付可(さらに年24枚)
	要介護認定者	上記、高齢者が対象
	2014年度の助成実績	高齢者160人+障害者333人=493人

- ⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	半田市地域ふれあい施設事業補助金
助成対象	地域の高齢者や子供たちの交流拠点を地域が設置する場合の運営費等
助成金について	金額(70,000)円 → ()年額 (○)月額 5年間で終了
助成箇所数	4か所

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は (265)枚

2)認定書は(○)毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2014年度()件

()認定書を送付している → 2014年度()件

(○)自動的に送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

- ()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している
 ()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 (○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 ()次のような方法で判断している()
- ⑩介護保険サービス利用人数について (3,986)人(平成27年5月 現在)
 ⑪介護保険支給限度基準額超過者の人数について (76)人(平成27年6月 現在)
 ⑫施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない
 ⑬紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない
 ⑭介護保険における通院時の院内介助について ()認めている (○)認めていない
 ⑮入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

2. 生活保護 担当課(生活保護課)電話(0569-84-0655)FAX(0569-25-3254)

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について
 2014年度相談件数 (155)件、申請件数 (102)件、そのうち保護開始件数 (96)件
 ②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (622)世帯 (816)人
 ※以下は市のみお答えください
 ③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	7人	2年	0人	86世帯	113人
2015年4月1日現在	7人	2年	0人	89世帯	117人

- ④生活保護窓口等への警察官OBの配置について
 警察官OBの配置はありますか ()ある (○)ない
 「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください
 配置を開始した年月()年()月
 その職員が担当している業務()
 「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中
 計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人
- ⑤生活困窮者自立支援のための事業について
 1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。
 (○)自立相談支援事業 (○)直営 ()委託 → 委託先()
 (○)住宅確保給付金の支給 (○)直営 ()委託 → 委託先()
 ()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
 ()その他(記述:)
 2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (0)カ所
 3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。
 ()実施した (○)していない
 実施した場合の周知方法()

3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0569-84-0625)FAX(0569-22-8561)

- ①滞納整理マニュアルはありますか (○)ある ()ない
 ②2015年3月31日現在の滞納者の件数
 市(町村)県民税 ()件中 (3,122)件
 国民健康保険税 ()件中 (2,606)件
 固定資産税 ()件中 (952)件
 ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)
 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

- 2) 換価の猶予の適用件数(0)件
 3) 滞納処分の停止の適用件数(316)件
 ④ 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014 年度内に引き継いだ件数) (115)件
 ⑤ 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

原則個人住民税の滞納があり、他の市税を含めた滞納本税額が 30 万円以上であること。

- ⑥ 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

(○) 引き継ぐ () 引き継がない

※少額分納中で引継する場合は、原則として分納誓約する際に事前説明するとともに、引継前に引継予告書を送付し、面談する機会を一旦設けております。

4. 国民健康保険 担当課(国保年金課) 電話(0569-84-0661) FAX(0569-22-8561)

- ① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2013年度	2014年度	2015年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (7.9) %	× (7.9) %	× (7.9) %
	資産割	固定資産税額	× (21) %	× (13) %	× (13) %
	均等割	加入者1人につき	31,700 円	29,700 円	29,700 円
	平等割	1世帯につき	30,500 円	28,500 円	28,500 円
1人当たり調定額(平均保険料)			97,390 円	92,523 円	91,956 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			2, 695円	0円	0円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ② モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	111,200 円	212,700 円	301,000 円
	介護分	23,000 円	43,300 円	61,300 円
	後期高齢者支援分	21,700 円	43,500 円	63,500 円
② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	84,700 円	186,000 円	248,000 円
	後期高齢者支援分	18,500 円	40,200 円	57,200 円
③ 65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	97,500 円	159,500 円	221,540 円
	後期高齢者支援分	20,000 円	37,000 円	54,000 円

- ③ 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

・非自発的な離職及び事業の廃業等により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減を受けておらず、前年所得が500万円以下の者。)
 ・僅かの所得金額で軽減判定を外れた世帯に対し、均等割及び平等割の 1 割を減免する

- 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年所得に比べ 10 分の7以下に減少(平成 22 年度から)

- ④ 資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(18) 世帯

- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

(○) 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他

- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数

世帯数(0) 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数(0) 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どものいる世帯
(○) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合。

⑤ 短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月(97)人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(126)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

- ① 国保税を1年以上納付していない世帯。
② 国保税の納税誓約の履行が6カ月以上滞り、継続的な折衝が必要と判断された世帯。
③ 再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、複数年度にわたり国保税の滞納があり、継続的な折衝が必要と判断された世帯。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- (○) 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

1) 差し押さえの基準(督促状を発布した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。かつ少額分納、分納不履行及び納付計画の提示が無いこと等。)

2) 分納者への対応(原則分納履行中は差し押さえしない。ただし、分納中でも差押可能財産が発覚した場合は、差押を執行する可能性有。)

3) 予告通知書の発行(2, 237)件

4) 差押え件数 不動産(14)件 預貯金(410)件 生命保険(11)件(内学資保険(2)件)
その他(13)件(給与10件、売掛金1件、年金1件、定期積立1件)

5) 競売などによる現金化 (0)件 (0)円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (84)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ()人

3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

- (○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

- (○) 設けている () 検討中である () 設けていない

3) 2014年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円

⑨ 高額療養費について

- () 自動払いしている () 申請書を送付している (○) 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している

2). 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

5. 高齢者医療など 担当課(国保年金課)電話(0569-84-0642)FAX(0569-22-8561)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

対象者75歳以上

・知能指数51以上75以下と判定された方で住民税非課税世帯(現物給付)

・自立支援医療(精神通院)を受けている方で通院治療に要した医療費の自己負担額(償還払い)

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (12,846)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,964)人

内「ひとり暮らし非課税者」(44)人

「その他の県基準を上回る市町村独自対象者」(29)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(41)人 短期保険証発行人数(9)人

差し押さえ(2014年度)件数(7)件、金額(291,296)円

6. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

通院費:中学校卒業まで。

⇒小学生…現物給付。所得制限なし。医療費の全額。

中学生…償還払い。所得制限なし。医療費の3分の2。

(福祉部 国保年金課)

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
()その他()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.3)倍

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 1.0倍 → 2014年度 1.3倍】

()何もしていない

()その他(下欄にご記入ください)

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (約200万)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (約300万)円

5)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらでも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である ()必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	1,133人	1,106人
受給割合	10.6%	10.5%
支給額	74,006,523 円	74,248,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 () 償還払い (○) その他

9) 就学援助の項目について

(○) 学用品費 () 体育実技用具費 () 入学準備金 () 通学用品費 () 通学費
 (○) 修学旅行費 () クラブ活動費 () 生徒会費 () PTA会費 (○) 給食費
 () 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) (○) 医療費
 (○) 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
 () その他()

(教育部 学校教育課)

③ 学校給食について(2015年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

(○) 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例: 就学援助をすすめるなど)

経済的な理由によって給食費の納付が困難な保護者に対し、就学援助をすすめる。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例: 半額補助、第2子以降無料など)

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者に対し、就学援助として学校給食費の8割を補助し、保護者負担を2割としている。

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	13校	校	校	校	13校	230円
中学校	5校	校	校	校	5校	260円

(教育部 学校教育課給食センター)

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

1) 件数(56)件 対応職員(2)人、うち専門職(1)人

2) 専門職の職種について () 児童福祉司 () 社会福祉士 () 臨床心理士 (1) 保健師
 () 保育士 () 教員 () その他()

3) 現状に対する課題

虐待の早期対応、未然防止につながる、子ども自身への支援や家庭内での適切な養育環境を整えていくため、「養育支援訪問事業」などを家庭、家族支援として事業化しているが、親自身から家庭内に問題はないとして家庭に入ることなどを拒むため支援に結びつかない。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

要保護児童対策地域協議会実務者会議に属する関係機関構成員とこれまでの運営方法に関して振り返り、今後の事業の進め方・取り組み方などについて研修を行う。

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、「養育支援訪問事業」などを引き続き実施し、気になる家庭の把握と親への支援につながるよう関係機関と連携、協力して取り組んでいる。

11月の児童虐待防止推進月間を含め、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止につながる市民向けや関係機関の日ごろから子どもに接する職員を対象とした啓発活動を実施する。

(健康子ども部 子育て支援課)

⑤ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

・教育委員会に教育相談員を配置 ・中学校に心の教室相談員を配置
 ・小中学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣
 ・適応指導教室を設置し、メンタルフレンドやスクールカウンセラーを派遣

(教育部 学校教育課)

⑥ 保育について

1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について

() 取り消し(育休退園) () そのまま通園

(○) その他[すでに保育を利用している子どもが 3 歳児未満の場合は、出産(予定月)後2か月まで、3 歳児以上の場合は、小学校就学前の子どもの発達上、環境の変化に留意する必要があるため、その育児休業終了日まで入所を認めています。]

2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。

(○) ある () ない

※雇用形態の変更等により、年度途中での認定区分の変更はあります。現場の混乱については、適宜、認定の考え方を説明したり、勉強会を開催しており、大きな混乱はありません。

(健康子ども部 幼児保育課)

7. 障害者施策

担当課(地域福祉課) 電話(0569-84-0643) FAX(0569-22-2904)

①訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	267 人	103%	200 時間	21.9 時間
重度訪問介護	1 人	100%	734 時間	734 時間
行動援護	17 人	89%	77.5 時間	33.6 時間
同行援護	3 人	100%	17 時間	11.6 時間

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(331)人 最多支給時間数(90.5)時間 平均支給時間数(9.7)時間

③訪問系サービスの支給基準 () あり (○) なし

④計画相談支援の7月利用実績 (207)人

2014年度中に完全実施 (○) した () できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(19)人(平成 27 年 8 月 1 日現在)

対昨年同月比(95)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(25.5)時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(46)人(平成 27 年 8 月 1 日現在)

訓練等給付支給決定者数(4)人(平成 27 年 8 月 1 日現在)

⑦通院時の院内介助について (○) 認めている () 認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について () 認めている (○) 認めていない

9. 健診事業

担当課(保健センター) 電話(0569-84-0646) FAX(0569-24-3308)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	無	可・不可	—	可・不可	52.2%
がん 検診	胃がん	個別・集団	2,100 円	可・不可	2,100 円	可・不可	4.8%
	大腸がん	個別・集団	400 円	可・不可	400 円	可・不可	38.1%
	肺がん	個別・集団	500 円	可・不可	500 円	可・不可	15.2%
	子宮がん	個別・集団	1,300 円	可・不可	1,300 円	可・不可	16.4%
	乳がん	超音波	1,200 円	可・不可	1,200 円	可・不可	11.1%
		マンモグラフィー	1,400 円	可・不可	1,400 円	可・不可	13.6%

前立腺がん	個別・集団	1,000 円	可・不可	1,000 円	可・不可	8.9%
歯周疾患	個別・集団	無	可・不可	—	可・不可	14.6%

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(40・45・50・55・60・65・70歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書

③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書

⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」

⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)

⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)

⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)

⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました